【資料２】

地域公共交通計画の別紙（案）の策定について

１　概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて組織されている胆振地域公共交通活性化協議会においては、国の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとする場合、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の６月 30 日までに、国土交通大臣へ計画認定申請書を申請する必要があるため、北海道胆振地域公共交通計画と連動した「別紙」を作成するもの。

２　書類一覧

（１）北海道胆振地域公共交通計画

（２）表１　確保・維持する地域間幹線系統の概要

（３）表２　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

（４）表４　地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表１及び別表３の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

（５）生産性向上の取組について

※（２）～（５）までが、北海道胆振地域公共交通計画と連動した「別紙」となります。

※北海道胆振地域公共交通計画については、大冊のため今回送付した資料の中には含めていません。当該計画は、胆振総合振興局のホームページに掲載していますので、下記 URL よりご確認ください（令和６年３月に策定済のものです）。

URL：https://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/169511.html

※「（２）表１」は、【資料 1】令和８年度地域間幹線系統確保維持地域計画に添付している表１を簡素化したものです。また、「（４）表４」及び「（５）生産性向上の取組について」は、【資料 1】令和８年度地域間幹線系統確保維持地域計画と同一の書類を使用しています。